

○道路占用料の新旧対照表

(藤沢市道路占用料徴収条例第3条に定める別表)

占用区分		単位	改正後	改正前
			R6.4.1から	R6.3.31まで
			金額	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,920円	1,650円
	第2種電柱		2,940円	2,540円
	第3種電柱		3,970円	3,420円
	第1種電話柱		1,710円	1,480円
	第2種電話柱		2,740円	2,360円
	第3種電話柱		3,760円	3,240円
	その他の柱類		170円	150円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	18円	20円
	地下に設ける電線その他の線類		11円	10円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,680円	1,450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,030円	890円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,420円	2,950円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,440円	1,240円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	9,840円	8,400円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,480円	2,070円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	72円	70円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100円	90円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円	140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210円	180円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310円	270円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		410円	360円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		720円	620円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,030円	890円
	外径が1メートル以上のもの		2,060円	1,770円

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	11円	10円
			その他のもの		35円	30円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	2,740円	2,360円	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,710円	1,480円	
		地下に設けるもの		1,030円	890円	
その他のもの			3,420円	2,950円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設					2,480円	2,070円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			4,920円	4,200円	
	地下に設ける通路			2,950円	2,520円	
その他のもの		1,710円	1,480円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	35円	30円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	980円	840円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板類（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	980円	840円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,050円	5,880円	
	標識類		1本につき1年	2,740円	2,360円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	99円	90円	
		その他のもの	1本につき1月	980円	840円	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	99円	90円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	980円	840円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,050円	5,880円	
		その他のもの		3,520円	2,940円	

政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	3,420円	2,950円
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	980円	840円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		340円	300円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	(新設)
	その他のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に規定される地下に設ける電線類	長さ1メートルにつき1年	11円	10円

※「A」は藤沢市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格。